第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所

（新千歳空港事務所等に置く部）

第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。

総務部

空港安全部（東京空港事務所に限る。）

管制保安部

施設部（新千歳空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（総務部の所掌事務）

第四十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

2・3　（略）

（削る）

（削る）

4　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空情報（電話による航空情報であって航空路管制業務又は進入管制業務に関連して提供するものを除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

（削る）

七　（略）

八　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うものを除く。）。

（削る）

九　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十一・十二　（略）

十三　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

十四　航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

十五　類似灯火の制限に関すること。

第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所

（新千歳空港事務所等に置く部）

第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。

総務部

空港安全部（東京空港事務所に限る。）

管制保安部

施設部（新千歳空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（総務部の所掌事務）

第四十一条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

2・3　（略）

4　仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所及び関西空港事務所の総務部は、第一項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の総務部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、第四十四条第七項各号及び第四十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　大阪空港事務所の総務部は、第一項に規定するもののほか、第四十五条第一号及び第四号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

6　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

七　電話による飛行場航空情報に関すること。

八　（略）

（新設）

九　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

十　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所及び航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十一　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所及び航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十二・十三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）